

徳島県告示第三百十八号

次の表の上欄に掲げる法令の規定により、令和五年四月一日同表の中欄に掲げる事務をそれぞれ同表の下欄に掲げる私人に委託した。

令和五年六月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

法令の規定	事務	私人	
<p>地方自治法 施行令（昭和二十二年 政令第十六号）第百五 十八条第一 項及び第百 五十八条の 二第一項</p>	<p>一 次に掲げる歳入（以下「使用料等」という。）の次号から第四号までに掲げる 収納事務の取りまとめ</p> <p>1 使用料 2 手数料 3 賃貸料 4 物品売払代金 5 寄附金 6 貸付金の元利償還金 7 徳島県税条例（昭和二十五年徳島県 条例第三十一号）第三条に規定する県 税等に係る徴収金 8 分担金 9 不動産売払代金 10 過料 11 1、2、8及び10に掲げる歳入に係 る延滞金並びに3から6まで及び9に 掲げる歳入に係る遅延損害金</p>	<p>株式会社エヌ・ティ・ティ・デー タ ビリングシステム株式会社</p>	
<p>二 直営店舗及び加盟店舗における使用料 等の収納事務</p>	<p>株式会社セブン イレブン・ジャ パン 株式会社ファミリーマート 株式会社ポプラ ミニストップ 株式会社 山崎製パン株式会社 株式会社ローソン</p>	<p>三 加盟店舗における使用料等の収納事務</p>	<p>株式会社しんきん情報サービス</p>
<p>四 スマートフォン等のアプリケーション を利用して納付される使用料等（第一号 の5及び6に掲げる歳入を除く。）の収 納事務</p>	<p>KDDI株式会社 LINE P ay株式会社 株式会社NTTド コモ Paypay株式会社 株 式会社みずほ銀行</p>		

<p>児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) (第五十六条第三項)</p>	<p>一 児童福祉法第五十六条第二項の規定による徴収金(以下「徴収金」という。)の収納事務の取りまとめ</p> <p>二 直営店舗及び加盟店舗における徴収金の収納事務</p> <p>三 加盟店舗における徴収金の収納事務</p> <p>四 スマートフォン等のアプリケーションを利用して納付される徴収金の収納事務</p>	<p>株式会社エヌ・ティ・ティ・データ ピリングシステム株式会社</p> <p>株式会社セブン イレブン・ジャパン 株式会社ファミリーマート 株式会社ポプラ ミニストップ 株式会社 山崎製パン株式会社 株式会社ローソン</p> <p>株式会社しんきん情報サービス</p>
<p>生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) (第七十八条の三第一項から第三項まで)</p>	<p>一 生活保護法第七十八条の三第一項の返還額及び徴収額、同条第二項の返還額並びに同条第三項の返還額(以下「返還額等」という。)の収納事務の取りまとめ</p> <p>二 直営店舗及び加盟店舗における返還額等の収納事務</p> <p>三 加盟店舗における返還額等の収納事務</p>	<p>株式会社エヌ・ティ・ティ・データ ピリングシステム株式会社</p> <p>株式会社セブン イレブン・ジャパン 株式会社ファミリーマート 株式会社ポプラ ミニストップ 株式会社 山崎製パン株式会社 株式会社ローソン</p> <p>株式会社しんきん情報サービス</p> <p>株式会社エヌ・ティ・ティ・データ ピリングシステム株式会社</p>
<p>道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号)第 五十一条の 十六</p>	<p>一 道路交通法第五十一条の四第四項の放置違反金(以下「放置違反金」という。)の収納事務の取りまとめ</p> <p>二 直営店舗及び加盟店舗における放置違反金の収納事務</p>	<p>株式会社エヌ・ティ・ティ・データ ピリングシステム株式会社</p> <p>株式会社セブン イレブン・ジャパン 株式会社ファミリーマート 株式会社ポプラ ミニストップ 株式会社 山崎製パン株式会社 株式会社ローソン</p>

	<p>三 加盟店舗における放置違反金の収納事務</p>	<p>株式会社しんきん情報サービス</p>
	<p>四 スマートフォン等のアプリケーションを利用して納付される放置違反金の収納事務</p>	<p>KDDI株式会社 LINE P ay株式会社 株式会社NTTド コモ Paypay株式会社 株 式会社みずほ銀行</p>